

○加須市就学援助費支給要綱

平成28年1月19日

告示第19号

改正 平成28年9月2日告示第282号

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難な学齢児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用（以下「就学援助費」という。）を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 就学援助費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有し、公立小・中学校に在学する学齢児童生徒の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

(2) 支給対象者の属する世帯全員の前年の所得金額の合計額が、加須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める準要保護者認定基準により算定した額以下であって、要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者（以下「準要保護者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、市外に住所を有し、加須市立小・中学校に在学する学齢児童生徒の保護者については、当該者が住所を有する市町村との協議により、支給対象者とすることができる。

(対象費目等)

第3条 就学援助費の支給の対象となる費目（以下「対象費目」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該対象費目に係る支給対象者は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

対象費目	支給対象者
------	-------

学用品等購入費	準要保護者
新入学児童生徒学用品費	
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	
校外活動費（宿泊を伴うもの）	
学校給食費	
PTA会費	
児童・生徒会費	
修学旅行費	要保護者及び準要保護者
医療費	
体育実技用具費（柔道着・竹刀） （個人購入を学校が求める場合に限る。）	準要保護者

2 対象費目ごとの就学援助費の支給額は、毎年度予算の範囲内において、市長が別に定める。

（支給申請）

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助費支給申請書（様式第1号）に必要な資料等を添付し、就学援助費の支給を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、教育委員会に提出しなければならない。ただし、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で新たに就学援助費の支給を受けようとする者は、速やかに申請するものとし、当該年度の2月末日までに申請しなければならない。

3 前項の申請に係る就学援助費の支給対象期間は、申請日の属する月の翌月（本市に転入した者が学校給食費に係る申請をする場合にあつては、申請日の属する月）から当該年度末までとする。

（支給認定等）

第5条 教育委員会は、前条第1項に規定する申請書の提出があつたときは、

当該申請書及び添付資料等の審査を行い、就学援助費の支給の認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の審査に必要があるときは、申請者の同意を得て、当該申請者の支給対象者としての資格に関する事項を関係機関に照会することができる。

(認定等の通知)

第6条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定の可否を決定したときは、その結果を就学援助費支給認定通知書(様式第2号)又は就学援助費不支給認定通知書(様式第3号)により、申請者及び当該申請に係る児童生徒の在籍する学校の校長に通知するものとする。

(支給方法)

第7条 就学援助費は、就学援助費の支給の認定を受けた者(以下「受給者」という。)の申請に基づき、現金受領又は口座振替の方法により支給する。ただし、次の各号に掲げる費目に係る就学援助費については、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校給食費 受給者の委任に基づき、受給者の児童生徒の在学する学校の校長が指定する口座に振り込むこと。

(2) 医療費 保護者の負担する実費相当額を医療機関に直接支払うこと。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が学校に支払うべき経費を滞納している場合には、教育委員会は、当該受給者の委任に基づき、就学援助費を当該滞納分に充当することができる。

(状況変更等の届出)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、就学援助費支給変更(辞退)届出書(様式第4号)により、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

(1) 受給者又は児童生徒の住所又は氏名に変更があったとき。

(2) 世帯構成の変更等により、経済状況が好転したとき。

(3) 対象費目が学校給食費であって、長期欠席等により給食をやめると

き。

(4) その他申請書の記載内容に変更が生じたとき。

(認定の取消)

第9条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、就学援助費の支給の認定を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する要件を欠いたとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により、就学援助費の支給を受けたとき。

(3) 正当な理由なく、就学援助費を他の用途に流用したことが判明したとき。

(4) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消した場合は、就学援助費支給認定取消通知書(様式第5号)により、当該受給者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により就学援助費の支給の認定を取り消したときは、既に支給した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示の施行の日後の申請に係る就学援助費の支給について適用する。

就学援助費支給申請書

受給対象児童生徒氏名 (年度の学年)			申請年月日		年 月 日	
氏 名	学校名	学年	〒 —		フリガナ 保護者氏名 (申請者)	㊟
			現 住 所			
			TEL ( — — )			
・受給対象児童生徒も含め、年12月31日現在の世帯構成全員を記入してください。 ・年齢は、年12月31日現在の年齢を記入してください。						
個人番号 (マイナンバー)	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は学校名・学年	年間所得金額 (円)
		世帯主	・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
委任・同意	就学援助費に係る認定審査に必要があるときは、私 (家族を含む) の世帯の状況について、税務及び住民記録関係当局に情報の提供を求めることに同意します。 また、認定を受けた場合、学校給食費に係る就学援助費についての受領を校長に委任し、かつ、学校に支払うべき経費を滞納している場合には、加須市から支給される就学援助費を該当滞納分に充当することに同意します。					
	保護者氏名 ㊟					
住宅の状況 (該当する数字に○をしてください)			1 持家    2 借家 (間)    (家賃 1 箇月 円)			
該当する数字に○をしてください。(就学援助費を必要とする事柄) 1 生活保護を受けないが、それに準ずる程度にお困りの方 2 生活保護法に基づく保護が ( 年 月 日) 停止され、又は廃止された 3 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている (受給者番号 ) 4 地方税法に基づく住民税、個人事業税及び固定資産税が非課税とされ、又は減免された 5 国民健康保険税及び国民年金の掛金が減免された			<申請に必要な書類> (1) 所得のある方全員の所得を証明できるもの (いずれか1つを提出してください) <input type="checkbox"/> 源泉徴収票の写し ( 年分) <input type="checkbox"/> 市県民税の申告書の写し ( 年度) <input type="checkbox"/> 所得税の確定申告書の写し ( 年分) (2) 借家の方は、家賃が確認できるもの <input type="checkbox"/> 契約書の写し等			

<受給の方法>

次のうち(1)又は(2)のいずれかの方法を選んでください。

※ 学校給食費については、口座払いを希望された方も校長からの現金払いとなります。

(1) 現金受領 (当該学校長に委任)

年 月 日
私は、加須市から支給される就学援助費について、その受領を当該校長に委任します。
住 所 _____
保護者氏名 _____ ㊟

(2) 口座振込

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>加須市長 様</p> <p>住 所 _____ (申請者)</p> <p>保護者氏名 _____ ㊟</p> <p>加須市就学援助費について、下記の口座に振込をお願いします。</p> <p>申請者本人の口座 ・ 申請人以外の口座 _____</p> <table border="0"><tr><td>銀行</td><td>本店</td><td>普通</td><td>口座番号</td></tr><tr><td>信金</td><td>支店</td><td>当座</td><td></td></tr><tr><td>農協</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <p>VoYad(フリガナ、 ) 受取人名義 _____ (続柄)</p>	銀行	本店	普通	口座番号	信金	支店	当座		農協				<p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p>(申請人と振込口座名義が異なる場合に必ず記入してください。)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>加須市長 様 (代理人)</p> <p>住 所 _____</p> <p>口座受取人氏名 _____ ㊟ 児童生徒との続柄 _____</p> <p>私は、加須市から受ける就学援助費の受領について、 上記の者に委任します。</p> <p>(委任者)</p> <p>住 所 _____</p> <p>保護者(申請者)氏名 _____ ㊟</p>
銀行	本店	普通	口座番号										
信金	支店	当座											
農協													

<注意事項>

委任者の氏名は、必ず委任者本人が自署し、認印を押印してください。

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

加須市教育委員会 印

### 就学援助費支給認定通知書

下記のとおり就学援助費の支給の対象として認定したので通知します。

#### 記

1 対象となる児童生徒 学校 第 学年

2 認定期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 対象となる経費

- (1) 学用品費等 (2) 新入学児童生徒学用品費 (3) 校外活動費  
(4) 修学旅行費 (5) 学校給食費 (6) PTA会費及び児童生徒会費  
(7) 医療費 (8) 体育実技用具費

※ 年度途中での認定者については、(1) (3) (4) (5) (6) は月割による支給、(2) は支給対象外となります。

4 支給方法

(1) 学校給食費 ※ 全ての方が学校からの支給になります。

年 回、学校から連絡がありますので、校長が指定する日に学校でお受け取りください。

(認印持参)

(2) 学校給食費以外の就学援助費

ア 学校長に委任を選んだ方

年 回、学校から連絡がありますので、校長が指定する日に学校でお受け取りください。

(認印持参)

イ 指定の口座に振込を選んだ方

年 回、申請された口座に振り込みます。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

加須市教育委員会 印

就学援助費不支給認定通知書

年 月 日付けで申請のありました就学援助費につきましては、認定要件に該当しませんので下記のとおり通知します。

記

- 1 児童生徒氏名 学校 第 学年
- 2 不認定の理由

様式第4号 (第8条関係)

第 号  
年 月 日

加須市教育委員会 様

住所  
保護者氏名 ㊟  
電話番号

就学援助費支給変更(辞退)届出書

就学援助費の支給について変更(辞退)したいので、次のとおり届け出ます。

変更

児童生徒氏名 就学学校名 学年	(氏名) (学校名) (学年) 年
	(氏名) (学校名) (学年) 年
	(氏名) (学校名) (学年) 年
変更事項	1住所の変更 2氏の変更 3その他( )
理由	

辞退

児童生徒氏名 就学学校名 学年	(氏名) (学校名) (学年) 年
	(氏名) (学校名) (学年) 年
	(氏名) (学校名) (学年) 年
理由	

備考 必要に応じ関係書類を添付すること。

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

加須市教育委員会 印

就学援助費支給認定取消通知書

就学援助費の支給について、下記のとおり認定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 児童生徒氏名                      学校 第 学年
- 2 認定区分                      要保護者                      準要保護者
- 3 認定取消年月日                      年      月      日
- 4 理由

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）